

○朝日町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第25号

朝日町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱(平成24年朝日町告示第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町補助金等交付規則(昭和51年朝日町規則第3号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、朝日町木造住宅耐震改修等支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会(この条において「協会」という。)が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震改修 協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修をいう。
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、富山県知事が定める技術基準に適合させる耐震改修をいう。
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修をいう。
- (5) 耐風改修 令和3年12月31日以前に施工された瓦屋根で令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根を強風に対して安全な構造とするものをいう。
- (6) 住宅 一戸建ての住宅をいう。(店舗などの用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。)
- (7) 旧基準木造住宅 次に該当する住宅その他町長が認めた住宅をいう。
 - ア 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - イ 木造で階数が2以下のもの
 - ウ 在来軸組工法によるもの
- (8) 被災住宅 次に該当する住宅その他町長が認めた住宅をいう。
 - ア 木造で階数が2以下のもの
 - イ 在来軸組工法によるもの
 - ウ 地震において被災し、準半壊以上の罹災証明を受けたもの(ただし、町長が認めた一部損壊を含む。)
- (9) 瓦屋根 粘土瓦及びセメント瓦による屋根をいう。
- (10) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 補強コンクリートブロック造で、富山県木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱の別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱
 - イ 組積造で、富山県木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱の別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱

ウ 著しい傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀

- (1 1) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路をいう。
- (1 2) 耐震シェルター 次に該当する住宅で、1階に設置するもの
 - ア 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - イ 木造のもの

(補助金の交付)

第3条 町長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、町内に住宅を所有する者が富山県木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱に基づき行う木造住宅耐震改修等の事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費は、次の各号のいずれかに要する費用とする。

- (1) 同条第2号から第5号までの耐震改修のための計画策定
- (2) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修。ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。
- (3) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修
- (4) 耐震診断において総合判定が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修
- (5) その他町長が認めた耐震改修
- (6) 次のいずれかを満たす被災住宅の所有者、管理者又は占有者による住宅の現地建替え等（ただし、町長が認めた場合は別地での建替え等も含む。）又は第2号から第5号による耐震改修
 - ア 倒壊したもの
 - イ 耐震診断その他富山県知事が認めた調査方法により、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (7) 瓦屋根の耐風改修
- (8) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却
- (9) 前号の除却後に行う塀又は門柱の設置
- (10) 耐震シェルターの設置

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は次の各号のとおりとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号による各耐震改修のための計画策定1件あたりの補助金の額は、計画策定費の3分の2に相当する額とし、上限は20万円とする。
- (2) 前条第2号から第5号における耐震改修に要する費用の5分の4に相当する額とし、上限は120万円とする。
- (3) 前条第6号における建替え又は耐震改修に要する費用の5分の4に相当する額とし、上限は140万円とする。
- (4) 前条第7号による耐風改修1戸あたりの補助金の額は、耐風改修に要する費用の100分の23に相当する額とし、上限は55万2,000円とする。
- (5) 前条第8号による除却1件あたりの補助金の額は、除却に要する費用の3分の2に相当する額と

し、上限は10万円とする。

(6) 前条第9号による設置1件あたりの補助金の額は、設置に要する費用の3分の2に相当する額とし、上限は5万円とする。

(7) 前条第10号による設置1戸あたりの補助金の額は、設置に要する費用の3分の2に相当する額とし、上限は60万円とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第3条による補助金交付申請書に添付すべき書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 改修工事前の一般診断法表等
- (4) 改修工事後の一般診断法表等(予定)
- (5) 耐震改修工事費等見積書
- (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (7) 第4条第6号による耐震改修後を行う場合は、り災証明書の写し

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認又は指示を受けること。
- (2) その他補助金の交付の決定をする場合に町長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第3-1号(耐震化のための計画策定を実施した場合))
- (2) 事業実績書(様式第3-2号(耐震改修を実施した場合))
- (3) 事業実績書(様式第3-3号(被災住宅の建替え又は耐震改修を実施した場合))
- (4) 事業実績書(様式第4号(耐風改修を実施した場合))
- (5) 事業実績書(様式第5号(危険ブロック塀等除却等を実施した場合))
- (6) 事業実績書(様式第6号(耐震シェルターの設置を実施した場合))
- (7) 収支精算書(様式第7号)
- (8) 改修工事後の一般診断法表等(交付申請時と同じ場合は不要)
- (9) 当該工事及び計画策定の請負契約書の写し
- (10) 当該工事及び計画策定に要した費用の支払いが確認できる書面の写し
- (11) 第4条第2号から第6号による各耐震改修の場合、改修前後の平面図
- (12) 耐震補強部位が分かる写真
- (13) 第4条第6号による建替えの場合、り災証明書の写し、被災住宅及び建替え住宅の平面図等

(補助金の請求)

第9条 規則第13条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、速やかに朝日町木造住宅耐震改修等支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第14号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第50号）

この告示は、公表の日から施行する。